

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（案）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（案）」の意見募集の結果について

平成２９年３月３１日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年２月１４日（火）から３月１５日（水）まで、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（案）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して３の個人から延べ３件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」を定め、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第５１号）の施行の日（平成２９年５月３０日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。